

都内介護サービス事業所等 管理者様

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長

(公 印 省 略)

令和 7 年度第 I 期東京都主任介護支援専門員研修の実施について

平素より、東京都における介護支援業務の円滑な運営に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、地域包括ケアシステム実現に向けて、地域で中核となって活躍しうる高い能力と意欲がある方を主任介護支援専門員として養成する目的で、令和 7 年度東京都主任介護支援専門員研修を下記のとおり実施いたします。本研修の受講を希望する方は、本通知の内容を確認の上、お申込みください。

なお、本研修は、令和 6 年度までは各区市町村が受講推薦者として推薦した方の中から東京都が決定しておりましたが、令和 7 年度から区市町村推薦を廃止したことに伴い、受講申込の手続きの流れに変更が生じています。受講希望者は勤務先事業者や管理者とご相談の上、下記のとおり 管理者を通じてお申込みいただきますようお願いいたします。

記

1 主任介護支援専門員研修の目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成することを目的とする。

2 実施主体（事務局）

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会（東京都が委託）

3 受講対象者

原則として東京都登録の介護支援専門員（※ 1）であって、基準日（令和 7 年 4 月 1 日）現在、以下「4 受講要件」を満たす者

（※ 1）令和 3 年 1 月 2 6 日付 2 福保高介第 1 6 7 2 号「介護支援専門員資格及び主任介護支援専門員資格の特例措置対象者の拡充及び期間の延長について」による、資格を喪失しない取扱いの対象者（令和 2 年 2 月 2 5 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までに介護支援専門員の有効期間が満了する者）を含む。

4 受講要件

以下の(1)必須要件と(2)選択要件をそれぞれ満たしていることをご確認の上、お申込みください。

(1) 必須要件

以下の**ア及びイ**を満たすこと。

ア 基準日現在、以下のいずれかの事業所等において介護支援専門員としての実務に従事(※2)していること。

なお、常勤・非常勤、専従・非専従は問わない。

(※2) 介護支援専門員としての実務に従事とは、ケアプラン(予防を含む)を作成していることをいいます。

【対象事業所】

都内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護(介護予防を含む。)の事業所、小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)の事業所、認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む。)の事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所)

イ 研修要件

次の(ア)から(ウ)のいずれかの研修を修了していること。

(ア) 平成18年度以降に各都道府県が実施する介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ(※3)

(イ) 平成18年度以降に各都道府県が実施する介護支援専門員専門研修Ⅰ及び各都道府県が実施する更新研修(実務経験者向け20時間(28年度以降は32時間))(※4)

(ウ) 各都道府県が実施する更新研修(実務経験者向け53時間(28年度以降は88時間))

(※3) 平成15年度から17年度までの間に各都道府県が実施した介護支援専門員現任研修基礎課程Ⅰ又は基礎課程Ⅱを修了し、専門研修Ⅰの受講が免除となっている者を含みます。

(※4) 介護支援専門員更新研修(実務未経験者向け44時間(28年度以降は54時間))は本要件の研修に該当しませんので、御注意ください。

(2) 選択要件

以下のアからエのいずれかひとつを満たすこと。

ア 専任(※5)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60か月)以上あること。

(※5) 専任とは、5割以上を介護支援専門員として従事していることをいいます。

イ 国もしくは都道府県が実施したケアマネジメントリーダー養成研修(※6)を修了しているか、又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36か月)以上あること。

(※6) 東京都におけるケアマネジメントリーダー養成研修は平成17年度で終了しており、現在は実施しておりません。

ウ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者

(「主任介護支援専門員に準ずる者」の要件については、「地域包括支援センターの設置運営について(通知)」(平成18年10月18日付老計発第1018001号、老振発第1018001号及び老老発第

1018001号)の「6 職員の配置等(1)センターの人員」参照のこと)

エ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、東京都が適当と認める者

(3) その他

ア 介護サービス事業者等の管理者と介護支援専門員の兼務は、上記(2)ア及びイの「介護支援専門員として従事した期間」に含めることが可能です。

なお、介護サービス事業所等の管理者を兼務している場合には、ケアプランを作成していなくても申込みができるものとします。ただし、研修の受講に当たっては、過去の担当事例や指導事例の提出が必要です。

イ 要介護認定のための認定調査のみ行っている場合は、上記(2)ア及びイの「介護支援専門員として従事した期間」に含めることが**できません**。

5 研修受講地の変更

他道府県の介護支援専門員資格登録簿に登録をしている方が東京都で主任研修を受講する場合は、登録移転又は受講地変更の手続きが必要です。

(1) 登録移転を行う場合(他道府県から東京都へ「転入」の手続)

下記「17 問合せ先」の2に記載の東京都福祉局へ受講者本人から御連絡ください。

なお、登録移転は研修受講を確約するものではありません。登録移転をしても、受講要件を満たさない場合や募集定員を超えた場合など、受講ができない場合もあります。

また、今後、都の法定研修を申し込む予定の方については、登録移転の手続きをすれば、以下5(2)の手続きは不要になりますので、登録移転について御検討いただきますようお願いいたします。

登録移転の詳細については、以下ホームページを御確認ください。URLにアクセスできない場合はインターネットで「東京都 介護支援専門員 登録移転」で検索をお願いします。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/touroku/tourokuiten



(2) 受講地変更を行う場合(他道府県登録の者が東京都で研修を受講する場合)

受講地変更の手続は、**本研修の受講決定後に**受講者本人が登録している道府県に受講地変更申請書を提出することにより行います。手続きの詳細については、受講決定通知時にお知らせします。

本研修の受講決定時に通知する指定の期日までに登録移転又は受講地変更の手続が完了しない場合は受講決定を取り消すことがあります。

6 募集人員、研修日程及び実施方法

(1) 募集人員

371名(うちオンライン研修コース251名・集合研修コース120名)

(2) 研修日程

別紙2「主任介護支援専門員研修プログラム」を御確認ください。

(3) 研修実施方法

本研修は、原則としてオンラインで実施をいたします（「オンライン研修コース」）。ただし、「オンライン研修コース」の受講に必要な通信環境等の準備が困難である場合を考慮して、演習のみ会場に集合して行う「集合研修コース」を実施します。

いずれのコースにおいても、一部の科目にオンデマンド形式（決められた期日までに該当科目の講義動画をパソコン上で視聴する）による受講科目があります。

コース	科目(1)・(6)～(9)	科目(2)～(5)および特別講義
オンライン研修コース	Zoomを使用	インターネット上で動画を視聴（オンデマンド形式）
集合研修コース	会場で開催	インターネット上で動画を視聴（オンデマンド形式）

※科目および日程等については別紙2及び別紙3参照

（４）研修管理システム manaable の利用について（受講者全員が対象）

本研修の実施にあたり、研修管理システム manaable（以下「マナブル」という。）を導入しております。講義動画の視聴や、事務局からの連絡事項等は主にマナブルを通じて提供されます。受講が決定した際に受講決定者あてに詳細をお知らせいたします。

集合研修を希望する方につきましても、マナブルの利用が必須となります。

（５）オンライン受講に関する留意事項

オンライン研修コースを希望する方は、あらかじめ以下ア及びイを御確認ください。

なお、受講者自身の受講環境を起因とする受講上のトラブルがあった場合、欠席（または未修了）の扱いとなることもありますので、受講環境の準備、使用する機器等については東京都および実施団体ホームページをよく御確認ください。

ア 留意点

- 「オンライン研修コース」では、Zoom 接続をしたうえで、同時に Google ドライブ内に格納された事例の読み込みをパソコン上で行います。円滑な演習運営のため、これらの操作が可能な受講環境を準備し、操作方法について事前にご理解いただくことが必要です。

- 東京都ホームページ 【研修受講者の方へ】介護支援専門員研修のオンライン実施について
※受講環境を御確認ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kenshuujyohou

（上記 URL に繋がらない場合はインターネットで「東京都 介護支援専門員 オンライン研修」で検索をお願いします。）

- 研修実施団体ホームページ 【主任研修】オンライン研修コースの受講を希望の方へ
※当日使用するソフトウェアや、事前の動作確認(事例の閲覧方法等)について御確認ください。

<https://cmat.jp/syunin/online.html>

イ 研修当日の接続不良について

- スマートフォンやタブレット端末を使用した受講はできません。

- 研修当日、通信回線やコンピューター機器の不良（使用するプログラムの更新を怠った場合を含む）により入室が遅れた場合は遅刻の扱いとなります。また、受講中にオフラインとなったり、カメラやマイクの不良により演習を行うことができない場合は離席扱いとなります。
- 研修1日あたりの通算離席時間が30分を超えた場合は、その日の履修は認められず欠席扱いとなります。
- 上記により欠席扱いとなった場合、原則日程変更はできません。但し、大規模な停電や通信障害の発生等、受講者の責によらない接続不良が生じた場合に限り、期間中1回のみ日程変更を認めます。（日程変更については別紙5参照）

7 申込方法【重要】

（1）以下①及び②の両方での申し込みが必要です。

① L o G o フォームに受講希望者のデータの登録（事業所単位で登録）を行ってください。

- 登録は受講希望者本人が行うのではなく、管理者（又は管理者から入力作業の指示を受けた者）が行ってください。ただし、受講希望者本人が管理者である場合は、ご自身で登録してください。
- 同一事業所に複数の受講希望者がいる場合は、優先順位順に登録してください。
- この登録名簿は、受講決定者名簿や修了者名簿、修了証書の発行のために使用するため、誤りのないよう入力してください。

【受講希望者登録用L o G o フォーム】 <https://logoform.jp/form/tmgform/977202>



② 登録後、申込書類をご用意の上、実施団体へ郵送してください。

別紙1の提出書類一覧表兼チェック表を必ずご確認ください。

対象者	提出書類	注意事項
上記4（1）必須要件		
全員	令和7年度第I期 東京都主任介護支援専門員研修 受講申込書兼同意書（申込様式 主 - 1）	管理者が本通知及び申込書の内容を確認の上、署名してください。署名欄のPC入力は不可です。
	介護支援専門員証の写し	紛失防止のため A4サイズ の用紙にコピーしてください。拡大コピーの必要はありません。 A4サイズ以外で提出された場合は再提出していただきます。
	専門研修Ⅰの修了証書の写し 及び 専門研修Ⅱの修了証書の写し	別紙1にて対象となる研修を確認してください。

+

上記4（2）選択要件		
4（2） ア又はイを選択した方	実務経験証明書 総括表（申込様式 主 - 2）及び 実務経験証明書（申込様式 主 - 3）	（※6）

4 (2) イを選択した方	ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書の写し又は 認定ケアマネジャー認定証の写し	
4 (2) ウを選択した方	地域包括支援センターにおける 配置証明書（申込様式 主 - 4）	

申込書類は東京都介護支援専門員研究協議会のHPよりダウンロードすることができます。

(URL : <https://cmat.jp/syunin/r7.html>)

(※6) 東京都主任介護支援専門員研修実務経験証明書について

- 別紙5「実務経験証明書の作成依頼について」及び申込様式 主 - 3 の記入例を御参照ください。
- 過去の実務経験証明書において5年以上の従事期間を証明できていたとしても基準日（令和7年4月1日）現在の勤務先の実務経験証明書は必要です。
- 事業所が廃止となったが、法人が存続する場合又は事業承継により承継後の法人が存続する場合、当該法人の発行した実務経験証明書を御提出ください。
- 法人が解散したものの、元代表者等と連絡が可能で実務経験証明書の作成依頼が可能な方は、当該者の証した実務経験証明書を御提出ください。

上記に該当せず、実務経験証明書を作成できない場合は、東京都で代替となる書類を発行できる可能性がございますので、以下URLに必要事項を入力の上、申請してください。ただし、東京都に実務経験の記録が残っていない場合、書類発行はできませんので御了承ください。また東京都に実務経験の記録が残っている場合も、書類発行までに1週間程度時間を要するため、申込締切日に間に合うためには、遅くとも4月25日（金曜日）までに御連絡ください。

【主任介護支援専門員研修の受講申込に係る実務経験証明書の確認依頼】

<https://logoform.jp/form/tmgform/973358>



(3) 申込締切日

令和7年5月12日（月曜日）【消印有効】

(4) 受講申込書提出先及び提出方法 **【重要】**

申込書類の提出（事業所単位で簡易書留にて郵送）

- 必ず事業所ごとにまとめて提出してください。
- 申込書の紛失の防止・申込書の到着の記録のために、必ず郵便局から「**簡易書留**」で郵送してください。
- 募集案内に同封している返信用封筒をご使用ください。書類が入りきらない場合は下記「17 問合せ先」の1に記載の東京都介護支援専門員研究協議会（CMAT）までご連絡ください。

【提出先】

〒102 - 0072

東京都千代田区飯田橋 2 - 9 - 3 2階A号室

【簡易書留】

【申込に関する問合せ先】

下記「17 問合せ先」の1に記載の東京都介護支援専門員研究協議会（CMAT）

（5）申込に関する留意事項

- 申込書兼同意書は管理者が本通知及び申込書の内容を確認の上、署名してください。
- 申込において不正があったときは、当該申込は無効になり、受講決定が取り消されます。また、研修受講中又は修了時等の際に不正等が発覚した場合は、研修受講及び修了についても無効となります。修了証書交付後に受講決定が取り消された場合は、修了証書の返還が必要となります。
- 提出された申込書及び添付書類は返却いたしません。
- 各コースの受講希望者数が定員を超えた場合は、受講ができなくなることがありますので、予め御了承の上お申込みください。

受講者の希望コースに申し込みが集中することがあります。その際、他コースに空きがあっても希望コースとして申込していなければ、受講できなくなることがあります。

また、第1希望ではないコースに受講決定となる場合もありますので、受講を希望しないコースには、申込書に記載しない（空欄とする）ようにしてください。

- 「オンライン研修コース」については、受講環境の不足や操作面の不安等があった場合でも、受講決定の後、集合方式へのコース調整ができない場合があります。東京都や実施団体のホームページにおいて、オンライン受講における受講環境や操作内容に関する情報を公開しております。オンラインでの受講を検討する方は、当該ホームページ及びオンライン受講に関する留意事項を御確認のうえ、受講コースの選択を行っているものとみなします。（6（3）から（5）参照）。
- オンライン受講に係る通信費や、研修会場までの交通費及び宿泊費等は受講者負担です。
- 「集合研修コース」については、悪天候の影響等によって延期、中止となる場合もありますので、ご了承ください。

8 受講決定

研修実施団体及び都が審査の上、受講者を希望するコースの中から決定します。

原則、受講決定後のコース変更はできません。

※受講決定の可否については本人（自宅住所）宛に6月20日（金曜日）（予定）に発送します。

※6月30日（月曜日）になっても通知が自宅に届かない方は下記「17 問合せ先」の1に記載の東京都介護支援専門員研究協議会（CMAT）までお問合せください。

9 受講料及び納付方法

（1）受講料

52,600円

（2）納付方法

決定通知書を発送する際に、納入通知書を同封いたしますので、受講料を納付してください。

納付通知書発送日 : 6月20日（金曜日）（予定）

納付期限 : 7月7日（月曜日）（厳守）

(3) 納付に関する留意事項

- 納入通知書記載の期限までに納付されない場合は、受講決定を取り消すことがあります**ので、納入期日は厳守してください。
- 納付は受講者本人の氏名でしか行えません。**法人名での納付はできません。**
- 納付された受講料は、研修を欠席した場合や受講決定が取り消された場合でも**一切返還できません。**
- 領収書は発行できません。

10 事例の提出（事前課題）について

- 受講決定後、科目「対人援助者監督指導の演習」（予定）と科目「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開の演習」（予定）で使用する事例（各1事例・計2事例：過去の担当事例や指導事例）を所定の書式で提出していただきます。
- 指定された期日までに事例の提出ができない場合は、研修受講の意思がないものとみなし、受講決定を取り消します。**
- 提出書類や提出期日等の詳細については、受講決定時にお送りする「受講の手引き」でお知らせいたします。
- 提出後の課題に不備があった場合は、再提出をお願いすることがあります。

11 修了証書の交付（研修修了の要件）

本研修の全科目を修了した受講者に対し交付します。

【修了認定に関する留意点】

- 受講に当たって不正等が発覚したときは、その時点で受講決定を取り消します。
- 上記不正等の発覚等により、修了証書の交付後に受講決定が取り消された場合は、研修修了についても無効となるため、修了証書を返還していただきます。
- 「10 事例の提出（事前課題）について」に記載の事前課題や事後提出資料等、主催者が求める資料の提出ができない場合は、受講継続の意思がないものとみなし、研修は未修了となります。その場合、修了証書は交付されません。

12 修了者名簿及び研修のまとめの取扱い

主任介護支援専門員（本研修の修了者）の方には、今後、地域の中核となって活躍いただきたいという本研修の趣旨を踏まえ、本研修修了者の名簿を作成し、都内の区市町村に提供します。また、研修修了後に御提出いただく研修のまとめについて、事業所が所在する区市町村に提供します。

13 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正に管理を行い東京都介護支援専門員研修の受講要件審査・実施及び名簿登録・修了証明書発行業務以外の目的に利用することはありません。

なお、本研修の受講履歴等については、介護支援専門員法定研修を受講する場合の過去研修受講履歴の確認を目的として東京都から別途東京都指定研修実施機関に提供を行います。

14 主任介護支援専門員の更新制度について

主任介護支援専門員については、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18

年厚生労働省告示第 265 号)の一部改正により、平成 28 年 4 月 1 日から更新制度が導入され、更新時における新たな研修（主任介護支援専門員更新研修。以下「主任更新研修」という。）が創設されました。主任介護支援専門員を更新する場合は、本研修修了後 5 年以内に主任更新研修を修了することが必要になります。

主任研修では介護支援専門員証の更新はできません。

介護支援専門員証の有効期間を更新する場合は、別途更新に必要な研修（介護支援専門員専門研修等）の受講が必要となります。

15 東京都介護支援専門員法定研修受講料補助について

本研修は、令和 6 年度から東京都が実施する法定研修受講料補助金の対象となります。補助金の対象経費は、研修受講料のうち、受講者の勤務先等が負担した経費となり、補助金の申請者及び交付先は事業所等となります。詳細については、下記ホームページで御確認ください。

【東京都ホームページ 介護支援専門員法定研修受講料補助事業】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kensyuzyukouryouhozyo



16 教育訓練給付金制度について

本研修は、国の教育訓練給付金制度の対象研修として指定を受けており、対象となる方については、ハローワークへの申請により受講料の一部の給付を受けることができます。給付に当たっては、必要条件や研修受講前に必要な手続き等がありますので、下記ハローワークホームページで御確認ください。

【ハローワーク インターネットサービス「教育訓練給付制度」】

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

●本研修は「特定一般教育訓練」の講座指定を受けています。（指定講座番号：1321459-1920013-8）

●必要な手続きについては、最寄りのハローワークまでお問合せください。

17 問合せ先

1	受講申込・受講決定 研修内容	特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会（CMA T） 電話（直通）：03-6261-7006（平日 9：30～17：00） メール： cms@cmat.jp
2	登録移転・受講地変更 受講料補助事業	東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課ケアマネジメント支援担当 (03-5320-4279)
3	教育訓練給付金	最寄りのハローワーク 【全国ハローワークの連絡先等】 https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html